







「経営者のための情報Note」 Vol. 79

		タイトル、及び配布例				
		病 院	診 療 所	歯 科 医 院	福 祉 施 設	一 般 ・ そ の 他
A	 フィロソフィ ノート Philosophy Note	<今月のタイトル> 『以心伝心』をカタチにする				
		○	○	○	○	○
B	 メディカル ノート Medical Note	<今月のタイトル> か医連携で生活習慣病重症化予防に 取り組む自治体118市町村				
			○			
C	 デンタル ノート Dental Note	<今月のタイトル> 歯科衛生士が長く勤められるように				
				○		
D	 ウェルフェア ノート Welfare Note	<今月のタイトル> 基金活用に関する地方からの提案等を 予算編成過程で検討				
					○	
E	 環境 ノート Environment Note	<今月のタイトル> 「瀬戸際の養蚕 守りたい」				
		○	○	○	○	○
F	 トピックス ノート Topics Note	<今月のタイトル> 「かかりつけ弁護士」に注目				
		○	○	○	○	○

「経営者のための情報Note」は、当財団より毎月提供いたします。



Philosophy Note

『以心伝心』をカタチにする

杉田 圭三

■『以心伝心』が重要な理由

『以心伝心』を仏教の禅家では、「言語では表わせられない真理を師から弟子の心に伝えること。」を言い、一般的には、「思うことが言葉によらず互いの心から心に伝わること。」を意味しています。今、この『以心伝心』が重要とされる背景には、時代の価値観の急速な変化が挙げられます。サービスもモノづくりも個別対応が求められるようになり、多様化に伴い、それに対応する人・組織の質的向上が強く求められています。つまり、唯単にマニュアルなどに従って、行動するだけではなく、経営哲学（経営に関する基本的な考え方）に基づき、自ら考え、行動できるメンバーの存在が仕事の成否を左右する時代になってきているのです。従って、この課題をクリアするには従業員一人ひとりが経営者の意識を持って主体的・自主的に取り組み『以心伝心』をカタチにすることが重要になってきているのです。

■イギリスの補聴器メーカーに学ぶ『以心伝心』

<事例>

イギリスのある補聴器メーカーは、既製品の補聴器の形状が耳に合わず不便な思いをしている人のために、オーダーメイドの補聴器を量産型のものと同程度のスピードと価格で製造・販売しています。具体的には、各店舗に設置された3Dスキャナーを使って、顧客の耳の形状を測定し、ピッタリとフィットする補聴器を3Dプリンターで数分のうちに作り提供し大変喜ばれ、イギリスの難聴者の補聴器使用率41.1%に大きく貢献しています。（因に、日本は14.1%）

<学び>

このサービスから学ぶべきは、最新のテクノロジーではなく実は、人が、この成果の根源になっている点です。何故なら、計測担当者が補聴器が合わず不便を感じている人と接する中で、何とかしてあげたいと真剣に取り組んだ結果が多くの難聴者に『以心伝心』で伝わり支持されたのだと考えることができます。

■『以心伝心』を如何にカタチにするか

1. 対象に絶大な関心を持つ

対象とは、認識（物事を見定めその意味を理解すること）や意志（物事を成し遂げようとする積極的な志）などの意識作用が向けられる当のものを指します。この対象となる一切の人・物・金・情報などにこの上なく大きな関心を持つことによって、自らの有り様がカタチ（＝行為）を通して『以心伝心』相手の心に伝わることとなります。

2. 「思い」を行為にする

「思い内であれば色外にあらわる」と儒教の経書、大学にあります。心中に思っていることがあれば、顔色や挙動に自然と表われることを意味しています。その「思い」が強ければ強い程、それは行為としてあらわれ、動作で具現されます。例えば、クライアント（顧客）からの相談事であっても受けた者の「思い」が強ければ、強い程、その対応は、よりスピーディーにカタチになると考えられます。その際、経過報告を小まめにすることも依頼された人・事に深い関心を表す『以心伝心』をカタチにする行為となります。





か医連携で生活習慣病重症化予防に取り組む自治体 118 市町村 《政府、厚生労働省》

政府は、8月2日経済・財政一体改革推進委員会を開催した。経済・財政一体改革推進委員会は、「経済財政運営と改革の基本方針2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」を着実に実行するため、経済財政諮問会議の下に、専門調査会として設置された委員会であり、この日は、平成29年度概算要求に向けた検討状況として、厚生労働省等や有識者より資料が提出された。

経済・財政再生計画に掲げられた歳出改革等についての厚労省の取組は、2020年に向け、社会保障制度を持続可能なものとして次世代に引き渡していくことを重要かつ喫緊の課題と位置づけ、改革工程表に基づき検討がなされている。中でも、「慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制に係る制度上の見直し」として、2017年度末に介護療養病床の設置期限を迎える等、慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制は具体的な制度改正を検討中であり、これらについて、年内のとりまとめを目指すとした。

また、「全ての国民が自ら生活習慣病を中心とした疾病の予防、重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特定健診等の受診率向上に取り組むつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築」については、経済・財政再生計画期間内に目指す成果として掲げられている目標値に対する取り組み状況を報告。かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体の目標数800市町村・広域連合24団体に対して、現況は、自治体数118市町村・4広域連合であった。また、後発医薬品の利用推奨など、使用割合を高める取組を行う保険者100%を目指す中、現況は262保険者と報告された。

健康寿命の延伸とともに医療費の適正化を図ることを目的に、2015年7月10日に発足された民間主導の活動体である「日本健康会議」では、自治体や企業、保険者における先進的な取組を横展開するため、2020年までの数値目標（KPI）を入れた「健康なまち・職場づくり宣言2020」を採択し、これらの取組の達成要件については、厚労省・経産省が協力している。「健康なまち・職場づくり宣言2020」における、かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防への取組についての達成要件は、▼糖尿病性腎症等の重症化予防の取組を実施、▼明確な抽出基準で対象者を抽出、▼かかりつけ医と連携、▼事業全体の効果検証の実施、▼各都道府県の糖尿病対策推進会議と連携、▼保健指導を実施している場合、専門職が携わる、（※後期高齢者は、その特性から糖尿病性腎症以外の取組についても対象）——。

その他、「経済・財政再生計画」の実行にあたり、医療・介護提供体制の適正化については、経済・財政一体改革推進委員会の社会保障ワーキンググループでも検討がなされており、慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制の見直しの他、▼医療・介護を通じた居住に係る費用負担の公平化、▼かかりつけ医の普及の観点からの診療報酬上の対応や外来時の定額負担——について検討されており、これらは、2016年末までに結論を出すと、経済・財政一体改革推進委員会にて報告された。



歯科衛生士が長く勤められるように

■産休、育休、復職のサポートを

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所（か強診）の導入に見られるように、歯科衛生士を常勤で安定的に雇用している歯科医院は、これからの歯科医療の主軸になっていくものと見られます。しかし、ただでさえ求人難の時代。今後、医業収入ではなく、歯科衛生士の雇用を巡って歯科医院経営が二極化するものと思われま

す。まずは、現在、勤務している歯科衛生士が長期的に勤務する環境を整えることが重要です。それには、産休、育休、復職のサポート体制が整っていなければなりません。小規模事業所が多い歯科界では、しばしば誤解があるのですが、産休、育休の手当では歯科医院が払うものではありません。出産手当金は健康保険（国保被保険者は除外）から、育児休業給付金は雇用保険から支払われますから、歯科医院が行う必要があるのは申請手続きだけです。

重要なのは、出産・育児中のスタッフと連絡を絶やさず、復職のスケジュールをきちんと進めていくことです。歯科医院に限りませんが、出産前は復職を希望していた女性でも、職場環境が復職後の生活パターンに合わない、周囲の協力が得られないなどの理由で離職してしまっている現実があります。歯科衛生士で社会保険労務士の峯岸陽子氏は、「歯科医院では、不思議なくらい妊娠が『伝染』する。一人目が妊娠すると、他のスタッフも妊娠して、複数のスタッフが育休申請、という事態になることも。そのため、1人目への対応が重要」と強調しています。

スタッフは休憩時間などに情報交換していますから、最初の一人目への対応が場当たりのだと、そのスタッフが不安になるだけでなく、他のスタッフの不安も引き起こしてしまうのです。

■復職者が活躍できる環境づくり

産休明け。復職しても、子どもが熱を出して休む、保育園の関係で長時間の勤務ができないといったケースがほとんどだとされます。こういう時こそ、周囲の理解とサポートが必要です。院内で共通の認識を持っておかないと、「周囲の目が冷たくて…」と辞めてしまうこととなります。

妊娠、出産に伴い産休・育休を取るスタッフも、ある程度、周囲から「〇〇ちゃんなら助けてあげたい」という存在になれるよう、妊娠前から取り組んでおくことが大切のようです。この種のことは、論理やルールで解決できることばかりではなく、多分に感情によって左右される事柄（＝院長が苦手とするもの）だからです。

女性活躍コンサルタントの響城れい氏は、「自分を仕事に引きずり込んでくれる人々の存在が重要」と言います。

医院側の対応としては、復職したスタッフが働きやすいようシフトを考えるのが第一になります。例えば、11時から16時までしか勤務できないスタッフがいるある歯科医院では、この時間がちょうど、訪問歯科診療のコアタイムに合致しているため、院長が昼休みの時間を活用して訪問に乗り出しました。この時間帯であれば、スタッフも無理なく働けますし、医院にとっては訪問歯科診療という、もう一つの経営の軸が生まれることとなります。また、折角の子育て経験を「現在進行形」で活かしてもらいたいと、早期予防管理（キッズ）の部門を立ち上げた例もあります。そのような歯科医院では、特に混み合う午後から夕方にかけてのシフトを上手く組み合わせで対応しています。実際、コアスタッフの産休・育休と復職に伴うシフト変更を考えるうちに、業態を変更、または拡大した歯科医院は少なくなく、その多くが経営環境の向上に繋がっているようです。今後は、介護に伴う休職、復職も課題になっていくでしょう。

資金に余裕のある大型歯科医院では、スタッフ用の託児施設を設けるなど「長く勤められる体制」に投資を惜しまず、一種の取り合いの様相になっています。しかし、設備投資だけでスタッフが確保できる訳でもなく、高額投資しなければスタッフが定着しない、ということではないはずです。産休・育休を経て復職してくるスタッフを応援する気持ちが重要なのではないのでしょうか。





基金活用に関する地方からの提案等を予算編成過程で検討

～地方分権改革の提案に対し、内閣府が厚労省などに要請

内閣府はこのほど、地方分権改革推進室が今年3月17日から6月6日にかけて募集した地方分権改革に関する提案の結果と関係府省への検討要請について公表した。地方からの提案総数は303件で、うち関係府省における予算編成過程で検討を求める提案は33件。そのうち厚生労働省の関係分は、地域医療介護総合確保基金の活用に関する提案など8件を占めた。

関係府省における予算編成過程での検討を求める提案（厚労省関係分、抜粋）

「地域医療介護総合確保基金の地域の事情に応じた柔軟な活用について」（宮崎県）

【具体的な支障事例】

基金が目的とする医療提供体制の見直しや地域包括ケアシステムの構築を実現するためには、地域自らが、それぞれの地域の実情を踏まえた柔軟な発想による取組を進めることが重要であるが、基金の対象となる事業については、国が示す事業メニューに記載されたものに限られている。国が示す事業メニューはあくまで例示とし、制度の趣旨に沿った内容であれば柔軟に事業対象として認めることを提案する。

【制度改正による効果】（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

対象となる事業メニューの限定列挙はあくまで例示とし、管理運営要領に規定される基金事業の対象となる5項目に合致する事業であれば認定するように変更することにより、各地域の個々のニーズに対応した柔軟な事業構築が可能となる。

「地域医療介護総合確保基金【介護】の要件緩和」（大阪府、関西広域連合など）

【具体的な支障事例】

介護分について、介護ロボット導入支援事業など、地域ごとの事業の活用実績やニーズを踏まえ、より効果的な事業実施を図るため、地域の実情に応じて、都道府県の裁量により、これ以外の事業についても弾力的に基金を活用することが可能となるよう見直しが必要である。

【制度改正による効果】（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・年度当初から、必要な事業を全て実施できるようになり、貴重な財源を有効に活用することができる。
- ・地域の実情に応じた多彩なニーズへの柔軟な対応を可能とすることにより、個別性の高い、効果的な地域包括ケアシステムの構築、運用が期待できる。

家庭的保育事業等の連携施設に関する規定の要件緩和（特別区長会）

【具体的な支障事例】

待機児童が生じている自治体では、5年間の経過措置や、その期間に適用される公定価格の減額について、次のような支障がある。

①都市部で整備されている乳児から入所できる100名以下の認可保育所では、新たに入所できる3歳児定員の枠が少なく、小規模保育事業等の卒園児を受け入れることができない状態（いわゆる「3歳児の壁」の一つの要因）が生じている。こうした自治体では、認可保育所等の整備が進まない中で、平成32年3月末までに小規模保育事業者等の責任で連携施設を設けることが困難である。

【制度改正による効果】（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

待機児童が生じている都心部では、認可保育所（定員20名以上）に適した広い面積の不動産が確保しにくい状況であり、テナント物件などを活用した小規模保育所（定員19名以下）が整備できることで、全体の確保数を増やすことが可能となる。

（内閣府の公表資料を基に作成）



Environment Note

「瀬戸際の養蚕 守りたい」

—農業の挑戦者—

■戦前 8 千軒も 10 軒に減少

絹織物は秩父という地名の由来ともいわれ、秩父夜祭は「お蚕祭り」とも称される。秩父と絹のつながりは深い。また日本近代化の源泉でもあり、秩父事件の発端ともなるほど、大きな位置を占めていた。その養蚕に従事する秩父地域の農家は戦前に約 8 千軒あったのが、10 軒となっている。JA ちちぶ養蚕部会長で、60 年を超すキャリアを持つ宮崎豊二さん（80）に聞いた。（福井広信）

■カイクはおけいこ

古くからの農家の長男として生まれました。父親が昭和 19 年 6 月、34 歳で召集、20 年 4 月にフィリピン・ルソン島で戦死したという公報です。

そのため、中学卒業後、地元の農業高校に行きたい気持ちがありましたが、県立の蚕業試験場に養蚕の指導者を養成する機関があり、そこへ入りました。そこで 1 年間研修を受けて、蚕業技術員の資格を取りました。

祖母に養蚕を学びました。学問だけじゃ対応しきれない難しいものがあり、経験が必要で「カイクはおけいこ」と言われました。

当時は自宅で、居間を新聞紙で目張りして、小さい蚕を飼っていた。温度も、26、27 度に保つ必要があり、炭を燃やすので一酸化炭素で頭がおかしくなりそうになり、ホルマリンで消毒するから目は痛いし、きつかったです。

19 歳で独り立ち。その頃から、食糧事情が良くなってきて、普通畑を桑畑に変え、蚕中心の農業経営になりました。

■百貫会

当時は、年間で繭を 100 貫(375 キロ)取れば一人前と言われた。「秩父蚕糸」という製糸工場ができて、そこに繭を出荷する人で「百貫会」というのがあり、それを目標に努力しました。昭和 30 年代、200 貫、800 キロくらい取っていました。

秩父蚕糸には「千キロ会」という組織もできました。製糸会社も繭の増産を奨励するための方策を採ったようです。

蚕に桑の葉を与える「多段循環式飼育装置」を入れたのが 57 年から。桑の収穫も機械化しました。蚕をやめた人から桑畑を借りるなどして、多い時は 4 町 2 反ありました。

繭が一番多い時は、昭和 61 年に 5564.5 キロ。57 年から 61 年まで 5 年連続で 5 千キロ台を記録しました。10 年間くらい、県内で 1 番でした。

秩父郡市の戦後のピークは昭和 44 年。当時、養蚕農家が 5300 戸あり、繭を約 1500 トン生産。戦前は昭和 14 年に約 8 千戸、1880 トンも生産していたそうです。

昭和 28 年ごろ、稚蚕共同飼育所というのができました。個人だと、技術水準もばらばらで、例えば「苦い桑」になっていると、蚕は繭を作らないで死んでしまうことがあるためです。現在、秩父の共同飼育所は一カ所だけ。県の施設を農協が借り受け、9 軒で使わせてもらっている。共同飼育所がなくなると、秩父の蚕はなくなってしまうということで、約 10 年前にお願いした。来年以降、共同飼育できるかどうか分からない。秩父では 1 軒、自分でやっている農家があります。

■秩父夜祭

50 年代中ごろから、輸入生糸が増えて、養蚕が衰退してきました。秩父の伝統産業から、なんとか守りたいという意識はあります。けれども、(経済的に)後継者が育つ環境ではない。秩父神社の宮司さんも、大変心配している。秩父夜祭そのものが「お蚕祭り」というふうに言われるくらいです。繭を奉獻して毎年 12 月 4 日に「蚕糸祭」が開催され、神社の大きな神事に位置付けられています。なくなったら大変です。

採算を度外視してでも文化である養蚕を残すということでしょうか。蚕を生業としたい人がいれば、持っている技術を教えたいと思っていますが。





「かかりつけ弁護士」に注目

家庭や個人のちょっとした問題を気軽に相談できる顧問弁護士「ホームロイヤー」が注目されている。いわば、「かかりつけ医」ならぬ「かかりつけ弁護士」だ。社会の高齢者や弁護士間の競争が背景にあるようだ。（植松邦明）

■高齢で需要／競争激化で仕事開拓

横浜市の弁護士延命政之さん（60）は4月、神奈川県内の女性（79）とホームロイヤー契約を結んだ。女性は夫を亡くし、子どももなく、高齢者施設に入っている。「月1回の訪問が待ち遠しい」と女性。

ホームロイヤーの、日々の役割は「見守り」だ。会話しながら健康状態などを聞き、特に認知症に注意する。詐欺に遭っていないかなどもチェック。相談を受ければ法のプロとして対処し、時に医療機関などとも協力する。

この女性は施設入居の身元保証人を失って困っていた。最近では、身寄りのない高齢者の身元保証を請け負う民間業者が現れているが、保証人を頼んだ業者が破綻したのだ。施設の紹介で延命さんに相談し、顧問契約を結んだ。延命さんは自ら保証人代わりとなり、女性がこの業者に預けたお金の一部も取り戻した。現在は、遺言の作成を手伝う。

延命さんは8人の高齢者の顧問弁護士を務める。顧問料は月5000～1万円。弁護士報酬としては安い。同じ顧客から遺言執行や財産管理などの依頼を受けることで、何とか採算が合うという。「契約するビジネスというよりも人間関係が生まれる。『遠い親戚みたいだ』と言う人もいる」

日本弁護士連合会は2010年頃から、ホームロイヤーの仕事についてマニュアルを整備したり、各地で一般向けセミナーを開いたりして、普及に取り組む。契約件数などは集計されていないが、各弁護士事務所への問い合わせは増えているという。

背景は、「高齢化」と「弁護士の競争の激化」だ。

高齢者の生活は、悪質商法、心身が衰えたときの財産管理、医療介護サービスの契約など、法律に関係する問題が増えている。顧問弁護士として、継続的にかかわっていれば、適切に対処しやすくなる。

また、弁護士の数はこの数年、年間1000人台のペースで増え、競争が激化。新しい仕事の開拓を迫られている。

ホームロイヤーには課題も多い。普及に携わる東京都の弁護士八枝友一さんは「料金やサービス内容はまちまちで、仕事の信頼性も保証されていない」と認める。

各地の弁護士会が責任をもって紹介するシステムもない。「弁護士会で高齢者問題に関心のある弁護士を紹介してもらい、通常法律相談で依頼するしかない」と八枝さん。相談料は30分5000円程度。複数の弁護士に会って選ぶとなると、利用者にはハードルが高い。各弁護士会は、高齢者事情に通じた弁護士の名簿作りなどを模索中だ。

消費者問題が専門の日本女子大教授の細川幸一さんは「弁護士も得意、不得意の分野があって、万能ではない。契約を巡る苦情も聞く。ホームロイヤーとしてふさわしい弁護士と適切な料金で契約できるしくみを作り、一般に分かりやすく説明することが必要だ」と話す。

■顧問契約結ばなくても

取材を終えて 大阪市の弁護士木下慎也さんは、顧問契約を結ばない「かかりつけ弁護士」を提案する。気に入った弁護士と気軽に相談する仲になる、それだけだ。そういう関係になれば、少々の相談ではお金を取らない。いずれ本格的な依頼をもらえそうな顧客を確保しておきたいのだ。そんな関係が広がれば、かかりつけ弁護士を一人一人が持てる社会も夢ではないかもしれない。

■弁護士を見つける主な方法

- ・ 知り合いのツテをたどる
- ・ 各地の弁護士会に相談する
- ・ 市町村の無料法律相談を利用する
- ・ ひまわりお悩み 110番 0570・783・110
(最寄りの弁護士会の相談電話につながる)
- ・ 法テラス・サポートダイヤル 0570・078374 (低所得者には無料法律相談も)
- ・ 検索サイトを利用。弁護士ドットコム <https://www.bengo4.com/> など